

株主の皆様へ

第70期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始 9時～)

開催場所

東京都新宿区筈笥町15番地
牛込筈笥区民ホール

議案

議案 取締役9名選任の件

郵送による議決権の行使

平成29年6月28日(水曜日)
午後5時45分までに到着



大地とともに歩む

三井住建道路

証券コード：1776



株主の皆様へ

ステークホルダーズに信頼される質重視の経営

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに第70期定時株主総会招集ご通知をお届けさせていただき、当社グループの現況をご報告するとともに、当社の基本的な方針や、株主の皆様にご賛否をお願いする重要な事項につきまして、ご説明させていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

今後も皆様のご期待にお応えできますよう【ステークホルダーズに信頼される質重視の経営】を実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月

代表取締役社長 **松井隆幸**

目次

■ ごあいさつ	P1
■ 招集ご通知	P2
■ 株主総会参考書類 議案 取締役9名選任の件	P4
■ 事業報告	P10
■ 連結計算書類	P26
■ 計算書類	P29
■ 監査報告書	P32
■ 特集	P36

● 経営理念

顧客満足度の追求

高い技術力により、生活・産業基盤の整備事業を通じ、顧客満足度を高め、社会に貢献します。

株主価値の増大

効率経営に徹し、安定的収益の確保をはかり、株主価値の増大に努めます。

社員活力の重視

社員の能力が最大限発揮でき、働き甲斐のある会社を目指します。

社会性の重視

企業市民として、公正かつ妥当な事業活動を行います。

地球環境への貢献

環境への負荷低減に努め、生活環境と自然の調和を大切にされた事業活動を行います。

株主各位

証券コード1776
平成29年6月12日東京都新宿区余丁町13番27号
三井住建道路株式会社
代表取締役社長
松井隆幸

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る**平成29年6月28日（水曜日）午後5時45分まで**に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区笹岡町15番地 牛込笹岡区民ホール（末尾掲載の案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項 ① 第70期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第70期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 議案 取締役9名選任の件

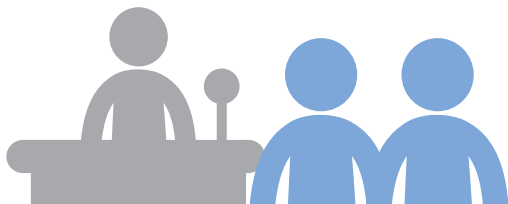
インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.smrc.co.jp/>）において掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。従いまして、本招集ご通知に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

本招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.smrc.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席の場合

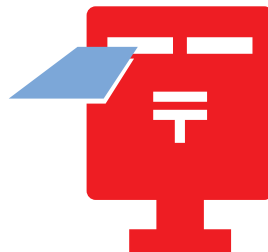


株主総会開催日

平成29年6月29日(木曜日)
午前10時(受付9時)

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限

平成29年6月28日(水曜日)
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る平成29年6月28日(水曜日)午後5時45分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

代理人による議決権行使の場合

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。この場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役9名選任の件

現在の取締役は、本総会終結の時をもって全員（9名）任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	松井 隆幸	再任	代表取締役社長 執行役員社長
2	加藤 和歳	再任	取締役 執行役員副社長 工事本部長、安全統括、安全環境部担当、監査部担当、技術研究所担当
3	根来 悟	再任	取締役 専務執行役員 管理本部長
4	阿部 勉	再任	取締役 執行役員 管理本部副本部長兼総務部長
5	西 和昭	新任	執行役員 営業本部長
6	城戸 恭一	新任	執行役員 工事本部副本部長
7	伊藤 恵子	再任 社外 独立	取締役
8	藤井 春雄	再任 社外 独立	取締役
9	加島 賢司	新任	

候補者
番号

1

まつい たかゆき
松井 隆幸 (昭和31年5月22日生)

再任

在任年数

3年

所有する当社の株式の数

13,000株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 三井道路株式会社入社
平成18年 4月 当社北海道支店製品部長
平成21年 6月 当社工事本部製品部長
平成22年 4月 当社企画・管理本部経営企画部長
平成23年 4月 当社執行役員、工事本部副本部長兼購買部長
平成24年 4月 当社九州支店長
平成25年 4月 当社常務執行役員
平成26年 4月 当社専務執行役員、営業本部長
平成26年 6月 当社取締役
平成27年 4月 当社代表取締役社長（現任）、執行役員社長（現任）

選任理由

同氏は、取締役社長として強いリーダーシップと決断力により業務執行を指揮しており、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

かとう かずとし
加藤 和歳 (昭和28年10月5日生)

再任

在任年数

5年

所有する当社の株式の数

25,000株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年 4月 三井道路株式会社入社
平成16年 6月 当社九州支店工事部長兼ISO管理部長
平成18年 4月 当社工事本部工務部長
平成18年 5月 当社工事本部工事一部長
平成20年 7月 当社九州支店副支店長
平成22年 4月 当社九州支店長
平成23年 4月 当社執行役員
平成24年 4月 当社常務執行役員、工事本部長（現任）、安全統括（現任）
平成24年 6月 当社取締役（現任）
平成24年 7月 当社安全環境部担当（現任）
平成26年 4月 当社専務執行役員
平成29年 4月 当社執行役員副社長（現任）、監査部担当（現任）、技術研究所担当（現任）

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また多岐にわたる業務執行を統括し、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

ねごろ
根来さどる
悟

(昭和31年8月29日生)

再任

在任年数

3年

所有する当社の株式の数

7,000株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 住建道路株式会社入社
 平成15年10月 当社企画・管理本部経営企画部副部長
 平成18年 4月 当社関東支店事務部長
 平成20年 7月 当社九州支店事務部長
 平成23年 4月 当社企画・管理本部経営企画部長
 平成24年 4月 当社執行役員、企画・管理本部副本部長
 平成26年 4月 当社常務執行役員、企画・管理本部長
 平成26年 6月 当社取締役（現任）
 平成28年 4月 当社専務執行役員（現任）
 平成29年 4月 当社管理本部長（現任）

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また管理部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

あべ
阿部つとむ
勉

(昭和33年9月24日生)

再任

在任年数

1年

所有する当社の株式の数

1,000株

取締役会への出席状況

100%(9回/9回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 三井建設株式会社入社
 平成15年 4月 三井住友建設株式会社管理本部財務部財務管理課長
 平成21年 7月 同社横浜支店管理部長
 平成23年 4月 同社関連事業部長
 平成23年 6月 当社監査役
 平成27年 4月 三井住友建設株式会社関連事業部部長
 平成28年 6月 当社取締役（現任）、執行役員（現任）、企画・管理本部副本部長、総務部長（現任）
 平成29年 4月 管理本部副本部長（現任）

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また管理部門の責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

にし かずあき
西 和昭 (昭和33年8月9日生)

新任

所有する当社の株式の数
2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年 4月 住建道路株式会社入社
平成20年 7月 当社九州支店営業部長
平成25年 4月 当社中部支店副支店長
平成26年 4月 当社九州支店長
平成27年 4月 当社執行役員（現任）、九州支店長
平成29年 4月 営業本部長（現任）

選任理由

同氏は、営業部門を中心に豊富な経験と実績を有しており、営業部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、新任取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

き ど きょういち
城戸 恭一 (昭和34年12月15日生)

新任

所有する当社の株式の数
8,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 三井道路株式会社入社
平成20年 7月 当社関西支店工事部長兼ISO管理部長
平成22年 4月 当社工事本部工事一部長兼購買部長
平成23年 4月 当社北海道支店副支店長
平成25年 4月 当社北海道支店長
平成26年 4月 当社執行役員（現任）、北海道支店長
平成29年 4月 当社工事本部副本部長（現任）

選任理由

同氏は、技術部門を中心に豊富な経験と実績を有しており、技術部門の責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、新任取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

いとう けいこ
伊藤 恵子

(昭和25年4月9日生)

再任

社外

独立

在任年数

2年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年 4月 東京都目黒区役所入所
昭和53年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
昭和61年 1月 東京四谷法律事務所入所（現任）
平成27年 6月 当社取締役（現任）

選任理由

同氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を当社の経営に活かしていただいております。引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

ふじい はるお
藤井 春雄

(昭和24年5月12日生)

再任

社外

独立

在任年数

1年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

100%(9回/9回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年 4月 全国信用金庫連合会入会
平成 8年 5月 同会松江支店長
平成10年 4月 同会事業法人部長
平成14年 6月 信金中央金庫理事、事業法人部長
平成15年 4月 同庫理事、大阪支店長
平成17年 6月 同庫理事、信用金庫部長
平成19年 6月 株式会社しんきん信託銀行取締役社長
平成25年 6月 同行取締役社長退任
平成28年 6月 当社取締役（現任）

選任理由

同氏は、長年にわたる金融業経営に基づく豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただいております。引き続き社外取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数
一株**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和54年 4月 住友建設株式会社入社
平成17年10月 三井住友建設株式会社北海道支店土木営業部長
平成25年 4月 同社北海道支店支店次長
平成25年10月 同社北海道支店副支店長
平成26年 4月 同社北海道支店長
平成28年 4月 同社執行役員北海道支店長
平成29年 4月 同社常務執行役員（現任）土木本部副本部長（現任）兼営業部門統括（現任）兼土木営業部長（現任）

選任理由

同氏は、上場会社執行役員としての豊富な知識と経験を活かし、当社経営全般に対して提言いただけるものと考えており、新任取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤恵子（戸籍上の氏名は小出恵子）及び藤井春雄の両氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は伊藤恵子及び藤井春雄の両氏の間で当社定款第27条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間に上記契約を継続する予定であります。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役としての最終の任期中に当社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実、ならびに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為の概要について
当社は、「1. 企業集団の現況に関する事項（6）対処すべき課題」（14頁）に記載のとおり、標記任期中の平成28年9月に、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。本違反行為は当該社外取締役の就任以前である平成23年に終了していると確認されており、当該取締役は対象行為を認識しておりませんが、対象行為に関する報告を受けた後は、法令遵守の一層の徹底を求め、再発防止策やその実効性の確保等について積極的に提言を行っております。

以上

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、可処分所得が伸び悩むなか消費の回復は緩慢なものの、企業収益は引き続き堅調に推移し、人手不足を背景に雇用や所得環境も改善の動きが続くなど、景気は緩やかな回復基調が持続しております。

道路建設業界におきましては、公共投資は一定の水準は維持されているものの、民間部門では設備投資は伸び悩みの傾向にあり、また主要材料であるアスファルト仕入価格等が上昇傾向にあるなど、経営環境の先行きに予断を許さない状況になっております。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社をいう。以下同じ。）は、平成28年4月より『ステークホルダーズに信頼される質重視の経営』を展開することを基本コンセプトに掲げた「中期経営計画（29/3期～31/3期）」をスタートさせております。本計画に則り、安定した収益体質を確立し、顧客・株主・社員・社会・環境との関係を常に視野に入れた経営を実践することで、企業の社会的責任を果たすとともに、人材育成と労働環境の改善、株主満足度の向上を目指してまいりました。また、内部統制システムの整備・強化などコーポレートガバナンスの充実を図ってまいりました。

その結果、受注高は339億9百万円（前連結会計年度比0.3%減少）となりました。売上高は324億39百万円（前連結会計年度比4.5%減少）、経常利益は13億66百万円（前連結会計年度比21.0%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億78百万円（前連結会計年度比62.4%増加）となりました。

(2) 部門別事業の状況

① 工事部門

当連結会計年度の受注工事高は278億91百万円（前連結会計年度比1.7%減少）であり、これに前連結会計年度からの繰越工事高102億89百万円を加え、当連結会計年度手持工事高は381億81百万円となりました。うち当連結会計年度中の完成工事高は263億70百万円（前連結会計年度比6.9%減少）であり、これにより、翌連結会計年度への繰越工事高は118億11百万円となりました。当連結会計年度の主な受注工事及び完成工事は、次のとおりであります。

主要受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省北海道開発局	一般国道232号初山別村金駒内登坂車線舗装外一連工事	北海道
学校法人芝浦工業大学	芝浦工大犬宮キャンパス総合グラウンド整備工事	埼玉県
野村不動産株式会社	（仮称）横浜市戸塚区前田町計画宅地造成工事	神奈川県
三井不動産レジデンシャル株式会社	（仮称）栗平計画宅地造成工事	神奈川県
中日本高速道路株式会社	中央自動車道松本管内舗装補修工事（平成28年度）	長野県

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
西武建設株式会社	紀尾井町プロジェクト敷地外工事	東京都
昭和飛行機工業株式会社	昭和の森ゴルフコース17番18番ホール防球ネット新設工事	東京都
住友不動産株式会社	（仮称）吉祥寺北町五丁目計画宅地造成工事	東京都
国土交通省近畿地方整備局	国道8号天野川高架橋他橋梁補修工事	滋賀県
国土交通省九州地方整備局	宮崎管内舗装修繕工事	宮崎県

②製品部門

アスファルト合材等の製品部門におきましては、製品等売上高は60億17百万円（前連結会計年度比7.2%増加）となりました。

③その他部門

その他部門におきましては、太陽光発電による売電事業の売上高は51百万円（前連結会計年度比3.1%減少）となりました。

④当連結会計年度の部門別受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	翌連結会計年度繰越高
工事部門	10,289	27,891	26,370	11,811
製品部門	—	6,017	6,017	—
その他部門	—	—	51	—
合計	10,289	33,909	32,439	11,811

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は8億61百万円であり、その主なものはアスファルト合材生産設備の増強のためのものです。

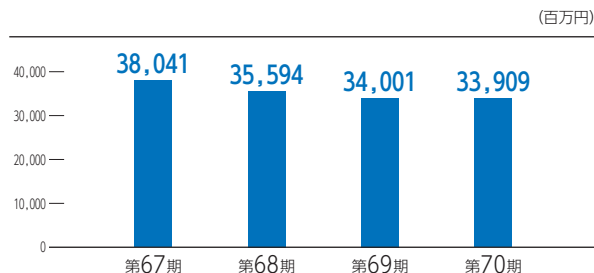
(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

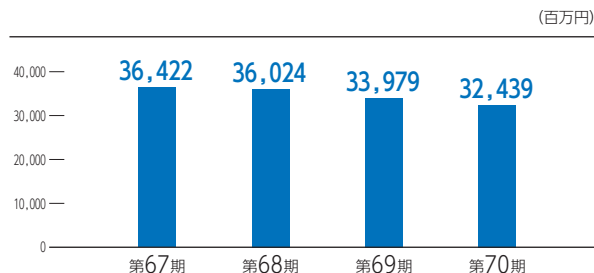
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 (平成26年3月期)	第68期 (平成27年3月期)	第69期 (平成28年3月期)	第70期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
受注高 (百万円)	38,041	35,594	34,001	33,909
売上高 (百万円)	36,422	36,024	33,979	32,439
経常利益 (百万円)	1,434	1,550	1,730	1,366
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	754	907	849	1,378
1株当たり当期純利益 (円)	40.70	49.56	46.53	75.57
総資産 (百万円)	25,432	25,159	24,683	25,448
純資産 (百万円)	5,949	6,967	7,638	9,058
1株当たり純資産 (円)	317.84	377.94	412.95	489.15

■ 受注高

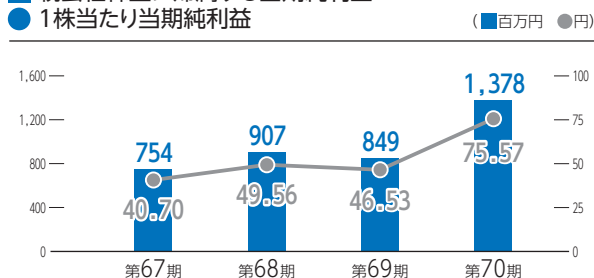


■ 売上高



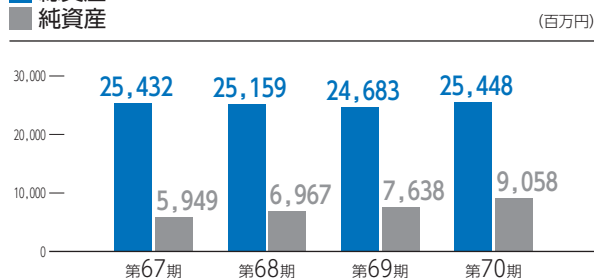
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

● 1株当たり当期純利益



■ 総資産

■ 純資産



(6) 対処すべき課題

当社グループは、「中期経営計画（29/3期～31/3期）」のコンセプトに掲げた『ステークホルダーズに信頼される質重視の経営』を展開することによって、企業が持続的な成長を続けることができると考えております。当計画の重点施策である①安定的な経営基盤の拡充②人材育成と労働環境の改善③株主満足度の向上④コーポレートガバナンスの充実、を着実に実施してまいります。

なお、当社及び当社関係者は、平成28年2月29日付で東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されておりましたが、平成28年11月1日付で東京地方裁判所において、当社に対する罰金刑及び当社関係者に対する懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、それぞれの刑が確定しました。また、公正取引委員会からは、本件に関して平成28年9月6日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

これらに伴って、当社は国土交通省から建設業法第28条第3項の規定に基づき、平成29年1月6日から平成29年3月6日までの60日間、全国における舗装工事に関する営業のうち、公共工事に係る建設工事を範囲として、営業停止処分を受けました。

また、当社は、東京都、東京港埠頭株式会社若しくは成田国際空港株式会社が発注する舗装工事又は国土交通省が発注する東京国際空港に係る舗装工事に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成28年8月3日に公正取引委員会の立入検査を受けました。

当社といたしましては、このような事態になりましたことを厳粛に受け止め、コンプライアンス強化のため、「談合排除プログラム」の策定、役職員への遵守教育等、実行可能な対策を順次実施しております。今後は、外部の専門家による指導を受けながら再発防止に向けた社内体制の整備を進め、更に独占禁止法その他の関係法令を遵守した事業活動の推進に向けた取り組みを全社をあげて実施し、早期の信頼回復に努めてまいります。また、企業市民として、安全・品質の確保やコンプライアンスの徹底を実践し、公正妥当な事業活動を行うとともに、内部統制システムの充実に努めてまいります。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、建設業法による許可を受けて、建設工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。

当社グループの主要な事業内容は、建設事業、製造・販売事業、その他の事業であり、建設事業は舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業、製造・販売事業は建設用資材の製造・販売に関する事業、その他の事業は売電事業及び不動産取引に関する事業であります。

建設事業	舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業
製造・販売事業	建設用資材の製造・販売に関する事業
その他	売電事業及び不動産取引に関する事業

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社

名 称	所在地	名 称	所在地
本店	東京都新宿区	関西支店	大阪市西区
北海道支店	札幌市中央区	中四国支店	広島市東区
東北支店	仙台市青葉区	九州支店	福岡市中央区
関東支店	東京都新宿区	技術研究所	千葉県流山市
中部支店	名古屋市中区		

② 子会社

会社名	本店所在地
三道工業株式会社	札幌市東区
雁部建設株式会社	宮城県石巻市

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
486名	13名増

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
443名	10名増	45.1歳	16.5年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

a 親会社との関係

当社の親会社は三井住友建設株式会社であり、当社の総株主の議決権の54.64%（出資比率は54.60%）を保有しております。当社は同社から工事請負をしております。

b 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関して、舗装工事等の請負については、案件ごとに当社見積価格を提出し交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（%）	主要な事業内容
三道工業株式会社	10	100.0	道路舗装及び土木等工事の請負
雁部建設株式会社	30	51.7	道路舗装及び土木等工事の請負

(11) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,244,983株
(自己株式 310,017株を除く。)
- ③ 当期末株主数 1,277名
- ④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
三井住友建設株式会社	9,963 ^{千株}	54.60 [%]
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP25 DUBLIN CLIENTS-AIFM	521	2.85
三井住建道路従業員持株会	334	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	292	1.60
松井証券株式会社	284	1.55
石田金造	245	1.34
株式会社日本エフピー研究所	198	1.08
宇部木材株式会社	192	1.05
服部光夫	190	1.04
並河賢一郎	182	0.99

(注) 持株比率は自己株式 (310,017株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当社の会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	澤 誠之助	
代表取締役社長	松 井 隆 幸 ※	執行役員社長
取 締 役	加 藤 和 歳 ※	専務執行役員 工事本部長、安全統括、安全環境部担当
取 締 役	根 来 悟 ※	専務執行役員 企画・管理本部長
取 締 役	赤 塚 秀 一 ※	常務執行役員 営業本部長
取 締 役	阿 部 勉 ※	執行役員 企画・管理本部副本部長兼総務部長
取 締 役	伊 藤 恵 子	弁護士
取 締 役	藤 井 春 雄	
取 締 役	村 上 哲 朗	三井住友建設株式会社常務執行役員 土木本部副本部長、土木本部営業部門統括
常 勤 監 査 役	井 上 達 夫	
常 勤 監 査 役	川 島 淳	
監 査 役	布 施 憲 子	弁護士
監 査 役	若 松 昭 司	公認会計士

- (注) 1. 取締役伊藤恵子（戸籍上の氏名は小出恵子）、藤井春雄の両氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役布施憲子、若松昭司の両氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 常勤監査役井上達夫氏は、三井住友建設株式会社及び当社において長年にわたり経理・財務に関する業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
常勤監査役川島淳氏は、三井住友建設株式会社及び当社において長年にわたり建設業に関する幅広い業務の経験を重ねてきており、建設業全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役布施憲子氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験から監査体制に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役若松昭司氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験から監査体制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成28年6月29日開催の第69期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、それぞれ同日就任いたしました。
- 取 締 役 阿 部 勉
取 締 役 藤 井 春 雄
常 勤 監 査 役 川 島 淳
監 査 役 若 松 昭 司
5. 平成28年6月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により次のとおり退任いたしました。（ ）内は退任時の地位であります。
- 川 島 淳 (取 締 役)
仲 川 政 一 (監 査 役)
阿 部 勉 (監 査 役)

6. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※印の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成29年3月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は次のとおりであります。

氏 名	会社における地位及び担当	
高 木 春 生	執行役員副社長	営業担当、監査部担当
岩 崎 正 也	執行役員副社長	営業担当、技術研究所担当
佐々木 日出幸	常務執行役員	関東支店長
伊 藤 純 一	常務執行役員	東北支店長
泉 裕 明	執 行 役 員	工事本部副本部長
城 戸 恭 一	執 行 役 員	北海道支店長
西 和 昭	執 行 役 員	九州支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条の規定に基づき伊藤恵子、藤井春雄の両氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

当社は、定款第35条の規定に基づき布施憲子、若松昭司の両氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	66百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	28百万円 (8百万円)
合 計	14名	95百万円

- (注) 1. 取締役の報酬（平成28年6月29日開催 第69期定時株主総会決議）
年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）
使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
2. 監査役の報酬（平成28年6月29日開催 第69期定時株主総会決議）
年額40百万円以内
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、27百万円であります。
4. 取締役10名のうち1名は平成28年6月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 取締役10名のうち1名は無報酬であります。
6. 監査役6名のうち2名は平成28年6月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 監査役6名のうち1名は無報酬であります。

④ 社外役員等に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
伊藤 恵子	取締役	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
藤井 春雄	取締役	平成28年6月29日就任以来開催の取締役会9回全てに出席し、金融業経営の豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
布施 憲子	監査役	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会9回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
若松 昭司	監査役	平成28年6月29日就任以来開催の取締役会9回及び監査役会7回全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。

(注) 社外取締役及び社外監査役は、平素から取締役会または監査役会において、法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しており、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 対処すべき課題」(15頁)に記載の独占禁止法違反に関する報告を受けた後は、法令遵守の一層の徹底を求め、再発防止策やその実効性の確保等について積極的に提言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
- ② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 42百万円

(注) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 42百万円
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(5) 剰余金の配当等の決定の機関及び方針ならびに内容

当社は、業績の状況や長期的な事業発展のための内部留保の充実等を勘案しつつ、株主の皆様へは安定的な配当の継続とともに利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、利益状況に適した配当の水準及び時期を機動的に決定するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、平成29年5月22日開催の取締役会決議により、1株につき6円とさせていただきます。これにより、配当金総額は1億9百万円となります。株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 (平成29年3月31日現在)

【内部統制システムに係る基本方針】

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉えております。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 役員に対しては、「企業行動憲章」に関連するコンプライアンス教育を年度計画に沿って継続的に実施する。
- b 内部統制システムの整備・運用状況の活動結果は企画・管理本部長が四半期毎に、取締役会に報告する。
- c 財務報告の信頼性を確保できる内部統制の体制を整備・運営する。
- d 内部通報制度（内部公益通報者保護規程）の適切・有効な運営により、通報者が不利益にならないように配慮するとともに、牽制機能と自浄作用を強化する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役の職務の執行に係る情報は、所管部署が文書または電磁的媒体に記録し「文書・記録管理規程」に従い保存し管理する。
- b 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 「リスク管理規程」に基づき、潜在するリスクの顕在化防止及び顕在化したリスクによる損失の最小化を図る。
- b リスク管理委員会は、リスクに関する想定・分類、発生予防、発生時の対処方法の策定及び関係諸規程の整備を行う。
- c 監査部は経営企画部と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の内部監査を実施する。
- d 大地震等の大災害に備えては、事業継続計画（BCP）に基づき緊急対応を実施する。
- e 他の委員会や職制を通じて損益リスク・貸倒リスク・施工リスクの低減を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は経営に関する意思決定機能及び業務執行の監督機能を担い、円滑な遂行が求められる業務執行機能は執行役員が担うことで、迅速かつ慎重な意思決定を期するとともに、業務執行の権限及び責任の明確化を確保する。

- b 当社及び当社子会社の経営重要事項について、効率的で迅速な業務執行を図るため、取締役等で組成する経営会議で適宜審議を行う。
 - c 年度経営計画は、各事業所ごとに数値目標を織り込み、取締役会の承認を経て編成し、それに基づく年度計画進捗管理を行う。
 - d 企画・管理本部長は、当該年度計画の進捗状況について取締役会に報告する。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 社員に対しては「企業行動憲章」に関連するコンプライアンス教育を年度計画に沿って継続的に実施する。
 - b 組織・職務規程、業務決裁規程、社員就業規則等、企業活動を適正・適法に遂行するための社内規則・規程類を整備するとともに、社内ルールの遵守を徹底する。
 - c 監査部は、業務監査を通じて、社員のコンプライアンス状況を監査し、その結果を企画・管理本部長に報告する。
- ⑥ 当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程、関係会社業務決裁基準に基づき、子会社の取締役等は子会社における法定の議事録等の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役、監査役が随時閲覧することができるものとする。
 - b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
リスク管理規程に基づき、潜在するリスクの顕在化防止及び顕在化したリスクによる損失の最小化を図る。
 - c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 子会社の定時取締役会及び臨時取締役会において経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。
 - (b) 年度経営計画は、数値目標を織り込み、取締役会の承認を経て編成し、それに基づく年度計画進捗管理を行う。
 - (c) 経営状況（年度計画進捗状況）については、四半期ごとに取締役会に報告を行う。
 - d 子会社の取締役等使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
当社の子会社に対しては、経営企画部が所管部署となり、関係会社管理規程に基づく管理を実施し、当社の「企業行動憲章」の教育・指導を行う。
 - e その他の当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社子会社は、親会社の内部統制と連携して、企業集団としての統一性をもった体制整備を行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査業務を補助する使用人（以下「補助使用人」という。）を配置する。
- ⑧ 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- a 選任された補助使用人は、全ての取締役からの独立性が保障される。
 - b 補助使用人の人事異動等については、監査役の同意を必要とする。
- ⑨ 当社の監査役が補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
選任された補助使用人に対する指揮命令権は、監査役が有する。

⑩ 当社の監査役への報告に関する体制

a 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

(a) 取締役または使用人は、監査役に対し、関係会議の同席などにより次の事項を報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

イ 経営会議の審議事項

ロ 内部監査の状況

ハ リスク管理委員会の検討等事項

ニ 年度計画の進捗状況

ホ その他会社に著しい損害を与えるおそれのある事項

(b) 内部通報制度（内部公益通報者保護規程）を適切・有効に運営する。

b 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

(a) 子会社の取締役、監査役及び使用人等から報告を受けた者は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて子会社の取締役、監査役、使用人に対して報告を求めることができる。

(b) 内部通報制度（内部公益通報者保護規程）を適切・有効に運営する。

⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 監査役へ報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしない。

⑫ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、監査役の監査業務を抑制することのないよう所定の手続きに従い、これに応ずるものとする。

⑬ その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 監査役は監査部と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。

b 監査役は必要に応じ、取締役と意見交換会を設定する。

c 監査役は必要に応じ、会計監査人と意見交換会を設定する。

【内部統制システムの運用状況の概要】

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 当社の取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 経営会議メンバーに対し、「企業行動憲章」に関連したコンプライアンス教育を実施するとともに「コンプライアンスに係る誓約書」を社長あてに提出させることにより法令及び定款の遵守を図っております。

b 「談合排除プログラム」に基づく独占禁止法に関する教育を実施しております。

② 当社の取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役職務の執行に係る情報は、所管部署が文書または電磁的媒体に記録し、「文書・記録管理規程」に従い保管・管理しております。また、「情報セキュリティ要領」等の規程類により、当社の保有する情報の保護、共有、活用の促進が可能な体制を整備しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク管理規程」に基づき、潜在するリスクの顕在化防止及び顕在化したリスクによる損失の最小化を図るとともに、顕在化したリスクに対しては、リスク管理委員会を適時開催しております。
 - 「リスク予防チェック（点検）」の実施に際しては、リスクの項目に関し現状に応じた見直しを行い、意識付と発生防止に努めるとともに、改善策の検証を実施しております。
 - 不測の事態が発生した場合には、「事業継続計画」及び「災害対応マニュアル」に基づき、事態の重要度等に応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に経営会議に付議して経営会議メンバーによる潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。
 - 取締役会、経営会議の議案と関連資料の事前配付を徹底し、会議体出席前の検討時間の確保に努めております。
 - 年度経営計画は、事業所ごとに数値目標を織り込み、取締役会の承認を経て編成し、それに基づく年度計画進捗状況を「月次業績管理表」として「経営会議」にて月例報告しております。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 社員に対し、「企業行動憲章」に関連したコンプライアンス教育を実施するとともに「コンプライアンスに係る誓約書」を社長あてに提出させております。
 - 「談合排除プログラム研修」や「コンプライアンス研修」などを実施し、全役職員へ法令遵守と企業倫理を浸透させ、コンプライアンス意識・知識の向上を図っております。
 - 当社の内部通報制度については、社内窓口のほか、弁護士が対応する社外の通報窓口・相談窓口も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えるとともにポスターや社内報で周知を図っております。
 - 「監査部」による業務監査の実施や、内部通報制度の運用により、不正行為などの早期発見に努めております。
- ⑥ 当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- グループ各社からの報告体制につきましては、「経営企画部」が「関係会社管理規程」、「関係会社業務決裁基準」に基づき、執行状況をモニタリングして支援・指導を行っております。
 - 「リスク管理規程」に基づき、潜在するリスクの顕在化防止及び顕在化したリスクによる損失の最小化を図るとともに、リスク管理教育ならびにリスク顕在化の際の報告制度の周知教育を行っております。
 - 「リスク予防チェック（点検）」の実施に際しては、リスクの項目に関し現状に応じた見直しを行い、意識付と発生防止に努めるとともに、改善策の検証を実施しております。
 - 「企業行動憲章」に関連したコンプライアンス教育を実施するとともに「談合排除プログラム」に基づく独占禁止法教育を実施しております。
- ⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 現在、補助使用人は配置しておりませんが、監査役より要請があった場合は、補助使用人を配置することとします。なお、選任された補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、補助使用人の人事異動等については、監査役の同意を必要とすることとします。

-
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 「監査部」は、内部監査の計画、内部監査結果について、代表取締役及び監査役に報告をしております。
 - b 内部通報等を通じて通報を受けた者は、コンプライアンス違反事項を認識した場合、直ちに監査役に報告をすることとしております。また当該通報者が不利益を被らないよう徹底しております。
 - c 代表取締役と監査役の相互の認識を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者の意見交換会を行うとともに、監査役が代表取締役の諸課題の取組み状況について確認を行っております。
 - d 監査役会は「監査役会規則」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	千円
流 動 資 産	18,566,824	流 動 負 債	13,967,096
現金預金	6,994,126	支払手形・工事未払金等	8,189,492
受取手形・完成工事未収入金等	10,440,623	電子記録債務	3,555,744
製 品	221	リ ー ス 債 務	222,093
販売用不動産	2,287	未払法人税等	354,607
未成工事支出金	730,170	未成工事受入金	404,966
材料貯蔵品	111,490	完成工事補償引当金	5,100
繰延税金資産	202,927	賞与引当金	10,959
その他の他	84,977	工事損失引当金	19,678
		独占禁止法関連損失引当金	146,640
		その他の他	1,057,814
固 定 資 産	6,881,958	固 定 負 債	2,423,050
有形固定資産	5,986,873	再評価に係る繰延税金負債	285,249
建物・構築物	1,514,855	退職給付に係る負債	1,923,963
機械及び装置	1,871,567	資産除去債務	80,434
土地	2,483,296	その他の他	133,403
建設仮勘定	2,430		
その他の他	114,723	負 債 合 計	16,390,146
無形固定資産	101,869	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	793,215	株 主 資 本	8,882,134
破産更生債権等	2,734	資 本 金	1,329,850
繰延税金資産	596,278	資 本 剰 余 金	1,541,453
その他の他	239,373	利 益 剰 余 金	6,089,311
貸倒引当金	△45,169	自 己 株 式	△78,479
		その他の包括利益累計額	42,448
		土地再評価差額金	178,874
		退職給付に係る調整累計額	△136,426
		非支配株主持分	134,054
		純 資 産 合 計	9,058,637
資 産 合 計	25,448,783	負 債 純 資 産 合 計	25,448,783

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	千円
売 上 高	26,370,300	
売 上 高 価	6,017,443	
売 上 高 価 差 引	51,879	32,439,624
売 上 原 価	23,986,378	
売 上 原 価 差 引	4,933,052	
売 上 原 価 差 引	23,974	28,943,405
売 上 総 利 益	2,383,921	
売 上 総 利 益	1,084,391	
販 売 費	27,905	3,496,218
営 業 外 収 入		2,130,671
受 取 地 代 家 賃 金 料 入 額		1,365,547
受 取 保 険 手 収 入	379	
受 取 保 険 手 収 入	3,588	
受 取 保 険 手 収 入	1,759	
受 取 保 険 手 収 入	2,252	
受 取 保 険 手 収 入	2,389	
受 取 保 険 手 収 入	5,561	
受 取 保 険 手 収 入	6,209	22,140
支 払 保 証 料 他	4,602	
支 払 保 証 料 他	7,936	
支 払 保 証 料 他	1,838	
支 払 保 証 料 他	4,300	
支 払 保 証 料 他	2,405	21,083
特 別 利 益		1,366,604
特 別 利 益	5,300	
特 別 利 益	12,790	
特 別 利 益	11,868	
特 別 利 益	16,100	46,058
特 別 利 益	12,023	
特 別 利 益	25,351	
特 別 利 益	702	
特 別 利 益	27,500	65,577
税金等調整前当期純利益		1,347,084
法人税、住民税及び事業税	353,628	
法人税等調整額	△419,761	△66,133
当期純利益		1,413,217
非支配株主に帰属する当期純利益		34,443
親会社株主に帰属する当期純利益		1,378,774

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,329,850	1,541,453	4,823,755	△78,178	7,616,879
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△72,985		△72,985
親会社株主に帰属する当期純利益			1,378,774		1,378,774
土地再評価差額金取崩額			△40,233		△40,233
自己株式の取得				△301	△301
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,265,555	△301	1,265,254
当 期 末 残 高	1,329,850	1,541,453	6,089,311	△78,479	8,882,134

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	6,726	138,641	△227,503	△82,135	104,250	7,638,994
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△72,985
親会社株主に帰属する当期純利益						1,378,774
土地再評価差額金取崩額						△40,233
自己株式の取得						△301
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,726	40,233	91,077	124,583	29,803	154,387
当 期 変 動 額 合 計	△6,726	40,233	91,077	124,583	29,803	1,419,642
当 期 末 残 高	—	178,874	△136,426	42,448	134,054	9,058,637

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		千円	負 債 の 部		千円
流 動 資 産		17,909,244	流 動 負 債		13,607,947
現金預金		6,496,644	支払手形		1,853,799
受取手形		2,803,882	電子記録債権		3,555,744
完成工事未収入金		6,218,836	工事未払金		4,583,852
売掛金		1,289,828	買掛金		1,383,517
製品		221	リース債権		222,093
販売用不動産		2,287	未払費用		341,223
完成工事支出金		722,124	未払法人税等		413,628
材料貯蔵品		111,490	未払法人税等		346,348
繰延税金資産		198,993	完成工事受入金		370,621
その他		64,936	預り金		258,690
			完成工事補償引当金		5,100
			工事損失引当金		19,678
			独占禁止法関連損失引当金		146,640
			その他		107,008
固 定 資 産		6,826,272	固 定 負 債		2,219,934
有 形 固 定 資 産		5,938,064	リース債権		132,880
建物・構築物		1,478,325	再評価に係る繰延税金負債		285,249
機械・運搬用具		1,873,276	退職給付引当金		1,720,846
工具器具・備品		111,793	資産除去債務		80,434
土地		2,472,237	その他		522
建設仮勘定		2,430			
無 形 固 定 資 産		101,510	負 債 合 計		15,827,882
借地権		22,959	純 資 産 の 部		
ソフトウェア		48,348	株 主 資 本		8,728,760
その他		30,202	資本金		1,329,850
投資その他の資産		786,698	資本剰余金		1,541,453
投資有価証券		17,468	資本準備金		541,453
関係会社株		56,530	その他資本剰余金		1,000,000
従業員長期貸付金		21,850	利 益 剰 余 金		5,935,937
破産更生債権等		2,734	利益準備金		85,500
繰延税金資産		533,968	その他利益剰余金		5,850,437
その他		199,316	繰越利益剰余金		5,850,437
貸倒引当金		△45,169	自 己 株 式		△78,479
			評価・換算差額等		178,874
			土地再評価差額金		178,874
資 産 合 計		24,735,517	純 資 産 合 計		8,907,635
			負 債 純 資 産 合 計		24,735,517

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科 目		金 額	金 額
		千円	千円
売	高		
完	高	24,857,336	
製	高	6,063,179	
売	高	51,879	30,972,396
売	高		
完	高	22,673,657	
製	高	4,968,711	
売	高	23,974	27,666,343
売	高		
完	高	2,183,678	
製	高	1,094,468	
売	高	27,905	3,306,052
販	高		2,035,777
営	高		1,270,274
営	高		
受	高	372	
受	高	6,667	
貸	高	4,548	
保	高	5,561	
そ	高	1,759	
営	高	10,013	28,921
支	高		
支	高	4,814	
賃	高	6,964	
業	高	1,838	
そ	高	4,300	
経	高	2,405	20,323
特	高		1,278,873
特	高		
固	高	2,049	
投	高	12,790	
独	高	16,100	30,940
特	高		
固	高	12,023	
減	高	25,351	
投	高	702	
ゴ	高	27,500	65,577
	高		1,244,235
	高	324,000	
	高	△420,042	△96,042
	高		1,340,278

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	千円 1,329,850	千円 541,453	千円 1,000,000	千円 1,541,453
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
土地再評価差額金取崩額				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,329,850	541,453	1,000,000	1,541,453

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	千円 85,500	千円 4,623,377	千円 4,708,877	千円 △78,178	千円 7,502,001
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△72,985	△72,985		△72,985
当 期 純 利 益		1,340,278	1,340,278		1,340,278
土地再評価差額金取崩額		△40,233	△40,233		△40,233
自己株式の取得				△301	△301
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,227,059	1,227,059	△301	1,226,758
当 期 末 残 高	85,500	5,850,437	5,935,937	△78,479	8,728,760

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	千円 6,726	千円 138,641	千円 145,367	千円 7,647,369
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△72,985
当 期 純 利 益				1,340,278
土地再評価差額金取崩額				△40,233
自己株式の取得				△301
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△6,726	40,233	33,506	33,506
当 期 変 動 額 合 計	△6,726	40,233	33,506	1,260,265
当 期 末 残 高	—	178,874	178,874	8,907,635

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内田 英仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住建道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住建道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内田 英仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住建道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社及び当社関係者は、平成28年2月29日付で東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されておりましたが、平成28年11月1日付で東京地方裁判所において、当社に対する罰金刑及び当社関係者に対する懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、それぞれの刑が確定しました。また、公正取引委員会からは、本件に関して平成28年9月6日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。これらに伴って、当社は国土交通省から建設業法第28条第3項の規定に基づき、平成29年1月6日から平成29年3月6日までの60日間、全国における舗装工事に関する営業のうち、公共工事に係る建設工事を範囲として、営業停止処分を受けました。また、当社は、東京都、東京港埠頭株式会社若しくは成田国際空港株式会社が発注する舗装工事又は国土交通省が発注する東京国際空港に係る舗装工事に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成28年8月3日に公正取引委員会の立入検査を受けました。監査役会といたしましては、当社が策定した再発防止とコンプライアンス体制強化の諸施策が実施されていることを確認しております。今後とも、法令遵守の徹底と内部統制の強化に向けた取り組みを注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

三井住建道路株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 達 夫 ㊟

常勤監査役 川 島 淳 ㊟

社外監査役 布 施 憲 子 ㊟

社外監査役 若 松 昭 司 ㊟

以 上

【主な完成工事】



三十刈地区避難場所整備その2工事
(宮城県)



芝浦工業大学大宮キャンパス総合グラウンド整備工事
(埼玉県)



自転車走行空間整備工事 (28-六-2)
(東京都)



中央自動車道松本管内舗装補修工事 (平成26年度)
(長野県)

特集：トップインタビュー



生活と産業を支える
インフラ構築を通じて
社会的責任を果たし、
信頼に応えてまいります。

代表取締役社長 松井 隆幸

Q 当期（2017年3月期）を振り返り、
業績についてご説明願います。

前期と比較して、売上高および営業利益・経常利益は減少。期初の計画値に対しては、売上高は減少したものの、営業利益・経常利益は過達。

道路建設業界の市場環境を振り返ると、公共工事の発注量は、政府の経済対策を受けて底堅く推移し、前年度並みの水準を維持しましたが、民間工事においては、設備投資の伸び悩みが見られました。経営負担面では、原油高と円安による影響を受けてアスファルト価格が上昇し、労務不足に伴う人件費の上昇傾向も続きました。

結果として当期の連結受注高は、前期比91百万円減少の339億9百万円、同売上高324億39百万円

（前期比4.5%減）、同営業利益13億65百万円（同20.7%減）、同経常利益13億66百万円（同21.0%減）と、好調だった前期は下回ったものの、期初の計画値はクリアし、親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の追加計上に伴う法人税等調整額の発生を受け、13億78百万円（同62.4%増）と増加しました。

Q 部門別の営業状況は
いかがでしたか？

工事部門は舗装工事を含む中小規模の宅地造成工事が順調ながら減収減益。製品部門は工場の稼働率が上がり、増収増益。

工事部門である建設事業の連結受注高は、前期比4億95百万円減少の278億91百万円となり、同完成

工事高は263億70百万円（前期比6.9%減）、セグメント利益は23億83百万円（同15.2%減）となりました。一方、製品部門である建設用資材の製造・販売事業およびその他事業につきましては、連結売上高60億69百万円（同7.1%増）、セグメント利益11億12百万円（同6.4%増）と、増収増益を果たしました。

工事部門は、民間元請工事の受注拡大に向けて、首都圏営業所を中心に、関東圏における舗装工事を含む中小規模の宅地造成工事の獲得に注力し、計画通りの成果を上げましたが、他地域の支店における民間工事が減少し、工事部門全体としては、前期業績を下回りました。

当期中に完成した大型案件としては、埼玉県の新潟工業大学大宮キャンパス「総合グラウンド」が2017年3月に竣工しました。設計・監理・施工の実績に高評価を得ており、今後もこうした大型案件を積極的に手掛けたいと考えています。

製品部門は、埼玉県の朝霞共同アスコンが通年で稼働し、また熊本地震の被災地復旧工事によりアスファルト需要が増加し、熊本県下2工場の稼働率が上がったことが、増収増益の主要因となりました。

なお当社は、熊本地震の被災地における仮設住宅の被災者の方々の住環境に寄与すべく、遮熱性舗装による施工を無償提供しました。この遮熱性舗装は、赤外線を反射することで夏の路面温度を10℃程度低

下することができ、また、蓄熱が減ることで夜間の気温低下を促すなど生活環境が改善されます。仮設住宅にお住まいの方々からも喜んでいただき、また、熊本県知事より感謝状を頂きました。今後も地域に密着した社会貢献活動を継続いたします。



中期経営計画の初年度における進捗をお聞かせください。

4つの重点施策がいずれも成果を示し、ステークホルダーズに信頼される質重視の経営に向けて、着実に前進。

2016年4月からスタートした3カ年中期経営計画は、「ステークホルダーズに信頼される質重視の経営」を基本コンセプトに掲げ、安定した収益体質の確立を目指すものです。当社は本計画を通じて、コーポレートガバナンスを重視したCSR経営を推進し、自らの企業価値を高めながら、株主の皆様、お客様、取引先様、地域社会の皆様、社員など当社事業に関わる全てのステークホルダーズとともに持続的成長を実現していきます。

本計画は、「安定的な経営基盤の拡充」「人材育成と労働環境の改善」「株主満足度の向上」「コーポレートガバナンスの充実」の4つを重点施策としており、それぞれ初年度から成果が表れています。

中期経営計画経営目標 (平成29年3月期～平成31年3月期)

連結

売上高	350 億円程度	営業利益	14 億円程度	経常利益	14 億円程度
-----	-----------------	------	----------------	------	----------------

単体

減価償却前営業利益 (EBITDA)	20 億円程度	自己資本利益率 (ROE)	10% 以上	配当性向	20% 程度
--------------------	----------------	---------------	---------------	------	---------------

「安定的な経営基盤の拡充」では、民間営業強化の一環として注力する舗装工事を含む中小規模の宅地造成工事が順調に実績を上げています。製品部門は、埼玉県の朝霞共同アスコンと熊本県の松橋合材工場を中心に売上が伸び、さらなる成長が期待できる状況です。新規分野に位置づけている土壌汚染調査・浄化関連事業も首都圏での受注が広がっており、今後は関西圏や中部圏への展開を図ります。

「人材育成と労働環境の改善」では、労働時間の短縮や休日取得の促進など「働き方改革」への取り組みを本格化した1年となり、下半期からは全国各支店でオフィスカー（事務所機能付き車両）を導入するなど、現場における事務作業の効率化を促進しています。また、本店では、女性社員と女性社外役員による意見交換の場を設け、仕事と家庭の両立などワークライフバランスの改善を目指す取り組みを開始しました。喫緊の課題である人材確保については、

芝浦工業大学大宮キャンパス「総合グラウンド」の現場見学会を開催し、土木工学を学ぶ同大の学生に情報化施工の実際を知ってもらうなど、新卒採用につながるアプローチを実施しました。

「株主満足度の向上」では、配当性向20%を目標とする利益還元への拡充に重きを置いています。当期の期末配当は、最終利益の増益を踏まえて期初の予定から増額し、前期比2円の増配となる1株当たり6円とさせていただきます。

「コーポレートガバナンスの充実」では、金融庁および東京証券取引所の策定によるコーポレートガバナンス・コードの全原則を実施し、引き続き取締役会の実効性向上への体制づくりを進めています。コンプライアンスの徹底に向けた取り組み強化とともに、全てのステークホルダーズに信頼される企業を目指し、全社を挙げてこれを推進してまいります。

Q 今後の展望を踏まえ、株主の皆様へのメッセージをお願いします。

中期経営計画の数値目標は達成可能圏内。今期は公共工事・民間工事とも受注の拡大を見込む。

中期経営計画は、2019年3月期における「連結売上高350億円・営業利益率4%（14億円）」の確保と、「単体の減価償却前営業利益（EBITDA）20億円、自己資本利益率（ROE）10%以上」を数値目標に掲げています。初年度の業績を鑑み、これらの目標については達成可能な状況にあると見えています。

計画2年目の今期（2018年3月期）は、公共工事の新規発注は、依然として多く見込めないものの、維持・修繕工事や防災工事の獲得に努め、同時に東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた整備工事の増加に対応し、受注拡大を図ります。

平成30年3月期の連結業績予想

売上高	32,200百万円
営業利益	1,350百万円
経常利益	1,350百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	810百万円



民間工事では、引き続き舗装工事を含む中小規模の宅地造成工事の伸びが期待でき、今後の消費税増税を前にした駆け込み需要も見込まれます。以上を前提に、今期の連結業績は別表の通りを予想しています。

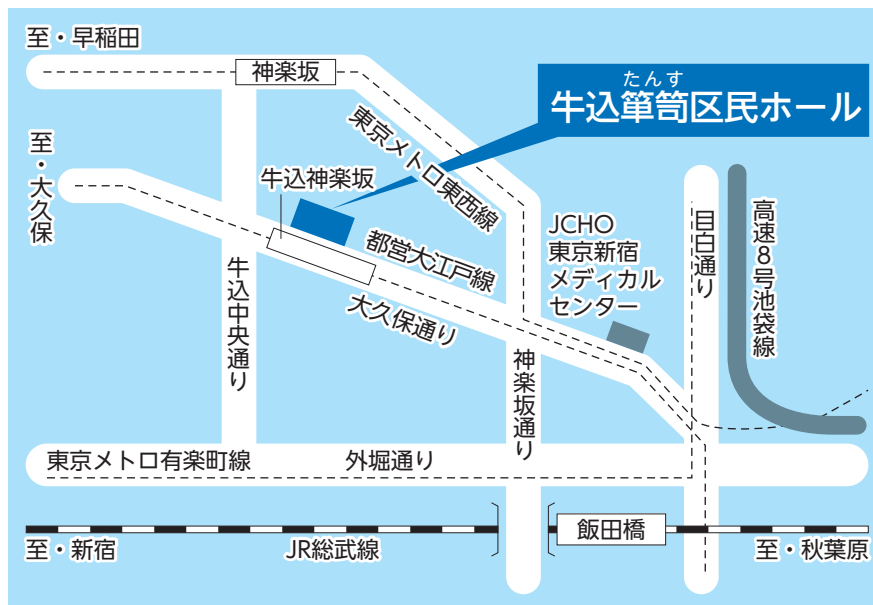
当社が提供する道路舗装工事は、人々の生活と産業を支えるインフラの構築に携わるもので、極めて公益性の高い事業であると自負しています。当社は、そこに求められる社会的責任を果たし、信頼に応えていくことで企業価値を高め、持続的に成長・発展してまいります。

株主の皆様におかれましては、これからも長きにわたるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第70期
定時株主総会
会場ご案内図

開催日時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時(受付開始 9時～)

開催場所 東京都新宿区筈笥町15番地 牛込筈笥区民ホール



交通機関

都営地下鉄大江戸線 牛込神楽坂駅A1出口 徒歩0分
東京メトロ東西線 神楽坂駅2番出口 徒歩約10分

お願い●駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

